

『安全管理者選任時研修』

労働安全衛生規則改正により、新たに安全管理者を選任する際には、学歴と実務経験(従来)に加えて「厚生労働大臣が定める研修を受講修了していること」が、平成18年10月1日より義務づけられました。(労働安全衛生規則第5条第1号基発第0224004号) 当協会で、本研修会を計画いたしましたのでご案内します。

1. 対象者：

- (1) 安全管理者として選任が予定されている方
- (2) その他希望の方

<参考>：安全管理者の選任が必要な事業所（50人以上の事業所で下記の業種の事業所）

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・什器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・什器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

2. 日 時：(1日目)7月4日(木)9：00～16：30 (2日目)7月5日(金)9：00～12：10

3. 会 場：成田国際文化会館 第3・4会議室 (TEL 0476-23-1331)

4. 受講料：

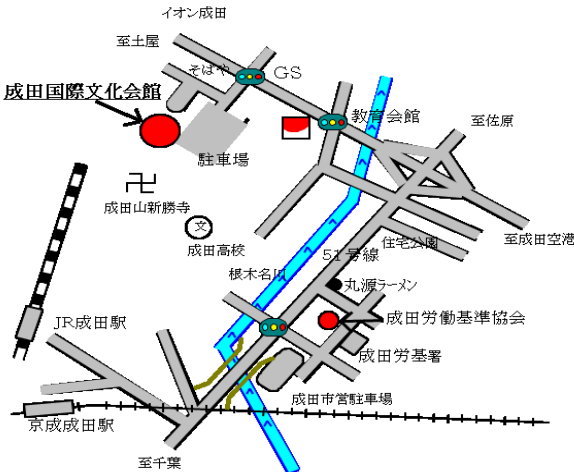
協会員 12,060円 (テキスト代=1,512円含む)

非会員 13,060円 (テキスト代=1,512円含む)

5. 申込方法：

受講申込書に所定事項を記入の上、受講料を添えてお申し込み下さい。なお、受講申込はFAXでもお受けいたします。受講料の支払は**6月27日(木)締切**までに現金・銀行振込のいずれかにより払込み下さい。**定員30名**に達しましたら締め切らせていただきます。なお、締切日以降の受講取消しは、原則として受講料をお返しできませんのでご了承下さい。(受講者の変更か次回講習まで有効といたします)

6. その他：筆記用具をご持参下さい。



日 程			
	科 目	内 容	時間
1 日 目	安全管理	企業経営と安全 安全管理者の役割と職務 総合的安全衛生管理の進め方 その他	3.0H
	危険性・有害性の調査と結果に基づく措置	安全衛生マネジメントシステム リスクアセスメント	3.0H
2 日 目	安全教育	安全教育実施計画の作成 安全教育の方法 作業標準の作成と周知	1.5H
	関係法令	安全衛生関係法令	1.5H

* 金融機関振込送金先 *
千葉銀行 成田支店 (普) 3326177 成田労働基準協会
千葉信用金庫成田支店 (普) 0446594 成田労働基準協会

申込み照会先
成田労働基準協会
TEL. 0476-24-3743
FAX. 0476-23-3594

FAX → 0476-23-3594

----- 切り取り線 -----

※欄は記入不要

『安全管理者選任時研修』受講申込書

ふりがな		勤務先 事業場名		受講番号	※
受講者氏名					
生年月日	(西暦 年) S. 年 月 日 H.	事業場 住所		〒	
現住所	〒	連絡担当者		氏名	
				TEL	
受講料支払方法を、○で囲んでください。(月 日まで、 1. 協会へ現金支払 2. 千葉銀行振込 3. 千葉信金振込)					